

議案第 2 号

個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

個人情報保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、条例に委任された事項について定めるため、条例を制定するものです。

個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 取り扱う個人情報の項目
- (5) 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報を取り扱う個人の範囲
- (6) 取り扱う個人情報の収集方法

- (7) 取り扱う個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (8) 個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (9) その他規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項又は前項の規定による届出を受けたときは、その旨を白井市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 本市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務
 - (3) その他規則で定める個人情報取扱事務
- (費用負担)
- 第4条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付により行う場合における保有個人情報の写しの作成に要する費用は、開示請求をした者の負担とする。
- (開示請求に係る手数料)
- 第5条 法第89条第2項の手数料の額は、無料とする。
- (開示請求の手続)
- 第6条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。
- (開示決定等の期限)
- 第7条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を

求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正請求の手続)

第9条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第10条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(答申の尊重)

第11条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に対する答申を受けた実施機関は、当該答申を尊重して、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第44条の規定

による裁決をしなければならない。

(審査会への諮問)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、白井市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) 法第3章第3節の施策を講ずる場合
- (2) この条例を改正しようとする場合
- (3) 実施機関における法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準その他の個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第13条 市長は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(白井市個人情報保護条例の廃止)

- 2 白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)は、廃止する。

(白井市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の白井市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報を取り扱っていた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において旧指定管理者（この条例の施行前において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市が指定していたものをいう。以下同じ。）の公の施設の管理の業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項、第2項（旧条例第22条第2項、第25条第2項及び第27条第2項の規定において準用する場合を含む。）若しくは第3項（旧条例第22条第2項、第25条第2項及び第27条第2項の規定において準用する場合を含む。）、第22条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第29条第1項中「審査会」とあるのは「白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）別表に規定する白井市情報公開・個人情報保護審査会」とする。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報の集合物であつて一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 この条例の施行前において旧指定管理者の当該旧指定管理者に係る公の施設の管理の業務として旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において当該旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する指定管理者保有個人情報（以下「旧指定管理者保有個人情報」という。）の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 7 附則第5項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 附則第6項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧指定管理者が保有していた旧指定管理者保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（白井市都市公園条例等の一部改正）
- 10 次に掲げる条例の規定中「白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）第12条」を「個人情報の保護に関する法

律（平成15年法律第57号）第67条」に改める。

- (1) 白井市都市公園条例（昭和54年条例第11号）第29条
- (2) 白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第17号）第20条
- (3) 白井市民プールの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第18号）第17条
- (4) 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第19号）第19条
- (5) 白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第20号）第20条
- (6) 白井市高齢者就労指導センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第21号）第20条
- (7) 白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第22号）第18条
- (8) 白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第17号）第20条
- (9) 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例（平成20年条例第18号）第20条
- (10) 白井市児童館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第19号）第20条
- (11) 白井市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第20号）第20条
- (12) 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第17号）第17条
- (13) 白井市白井コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年条例第13号）第19条
- (14) しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例（平成29年条例第17号）第21条
- (15) 白井市西白井コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第27号）第19条

(白井市介護保険条例の一部改正)

- 1 1 白井市介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第6条の2を第7条とする。

第8条から第12条までを次のように改める。

第8条から第12条まで 削除

(白井市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 2 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の白井市介護保険条例第7条第1項又は第2項の規定による請求がされた場合における同条第1項に規定する認定資料の開示については、なお従前の例による。

(白井市附属機関条例の一部改正)

- 1 3 白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第2条第1項」に、「）又は自己情報（白井市個人情報保護条例第13条第1項に規定する自己の個人情報をいう）」を「以下この項において同じ。）又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ）」に、「自己情報の」を「保有個人情報の」に改める。

別表市長の項白井市情報公開・個人情報保護審査会の目担任する事務の欄第1号中「実施機関の諮問に応じ、」を削り、「第12条又は白井市個人情報保護条例第29条に規定する」を「第12条第1項の規定による諮問に応じ、」に改め、同欄第2号を次のように改める。

- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

別表市長の項白井市情報公開・個人情報保護審査会の目担任する事務の欄中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個人情報の保護に関する法律施行条例第12条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議すること。

(白井市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

14 白井市情報公開・個人情報保護審査会に、前項の規定による改正後の白井市附属機関条例別表市長の項白井市情報公開・個人情報保護審査会の目担任する事務の欄に掲げる事務のほか、附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧条例第29条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議することを担任させるものとする。

議案第2号資料

○個人情報の保護に関する法律施行条例

(附則第10項第1号関係) 白井市都市公園条例(昭和54年条例第11号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第29条 指定管理者又は白井運動公園の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、白井運動公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第29条 指定管理者又は白井運動公園の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、白井運動公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第2号関係) 白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第17号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第20条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第20条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第3号関係) 白井市民プールの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第18号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第17条 指定管理者又は市民プールの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、市民プールの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第17条 指定管理者又は市民プールの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、市民プールの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第4号関係) 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第19号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第19条 指定管理者又は地域福祉センターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、地域福祉センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第19条 指定管理者又は地域福祉センターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、地域福祉センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第5号関係) 白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第20号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第20条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第20条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第6号関係) 白井市高齢者就労指導センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第21号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第20条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第20条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第7号関係) 白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第22号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第18条 指定管理者又は福祉作業所の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、福祉作業所の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第18条 指定管理者又は福祉作業所の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、福祉作業所の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第8号関係) 白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例(平成20年条例第17号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第20条 指定管理者又は学習施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、学習施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第20条 指定管理者又は学習施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、学習施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第9号関係) 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例(平成20年条例第18号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第20条 指定管理者又は公民館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、公民館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第20条 指定管理者又は公民館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、公民館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第10号関係) 白井市児童館の設置及び管理に関する条例(平成20年条例第19号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第20条 指定管理者又は児童館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し</u>、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、児童館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第20条 指定管理者又は児童館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し</u>、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、児童館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第11号関係) 白井市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例(平成20年条例第20号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第20条 指定管理者又は老人憩いの家の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し</u>、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、老人憩いの家の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第20条 指定管理者又は老人憩いの家の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し</u>、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、老人憩いの家の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第12号関係) 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例(平成21年条例第17号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第17条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し</u>、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第17条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第12条の規定を遵守し</u>、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第13号関係) 白井市白井コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 (平成22年
 条例第13号) 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第19条 指定管理者又はコミュニティセンターの業務に従事している者 (以下この条において「従事者」という。) は、<u>個人情報</u>の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第67条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、コミュニティセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第19条 指定管理者又はコミュニティセンターの業務に従事している者 (以下この条において「従事者」という。) は、<u>白井市個人情報保護条例 (平成13年条例第15号) 第12条</u>の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、コミュニティセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第14号関係) しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例 (平成
 29年条例第17号) 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第21条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者 (以下この条において「従事者」という。) は、<u>個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第67条</u>の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第21条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者 (以下この条において「従事者」という。) は、<u>白井市個人情報保護条例 (平成13年条例第15号) 第12条</u>の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第10項第15号関係) 白井市西白井コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例 (平成30年
 条例第27号) 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| (略) | (略) |
| (秘密保持義務) | (秘密保持義務) |
| <p>第19条 指定管理者又はコミュニティプラザの業務に従事している者 (以下この条において「従事者」という。) は、<u>個人情報</u>の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第67条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、コミュニティプラザの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>第19条 指定管理者又はコミュニティプラザの業務に従事している者 (以下この条において「従事者」という。) は、<u>白井市個人情報保護条例 (平成13年条例第15号) 第12条</u>の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、コミュニティプラザの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第 1 1 項関係) 白井市介護保険条例 (平成 1 2 年条例第 7 号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|------------------|---|
| (略) | (略) |
| (介護認定審査会の委員の任期) | (介護認定審査会の委員の任期) |
| 第 7 条 (略) | 第 6 条の 2 (略) |
| _____ | (自己情報の開示請求) |
| _____ | 第 7 条 何人も、市長に対し、その保管する自己に係る認定資料の |
| _____ | 開示の請求 (以下「開示請求」という。) をすることができる。 |
| _____ | 2 市長が特別の理由があると認めるときは、代理人により開示請求 |
| _____ | 求をすることができる。 |
| _____ | (開示請求の手続) |
| _____ | 第 8 条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載 |
| _____ | した請求書を提出しなければならない。 |
| _____ | (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所 |
| _____ | (2) 代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の |
| _____ | 氏名及び住所 |
| _____ | (3) その他規則で定める事項 |
| _____ | 2 開示請求をしようとする者は、本人又はその代理人であることを |
| _____ | 証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。 |
| _____ | (開示請求に対する決定等) |
| _____ | 第 9 条 市長は、前条第 1 項に規定する請求書を受理したときは、 |
| _____ | 当該請求書を受理した日から起算して 1 5 日以内に、開示請求に係る |
| _____ | 認定資料を開示するかどうかの決定をしなければならない。 |
| _____ | 2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該 |
| _____ | 決定の内容を通知しなければならない。 |
| _____ | 3 市長は、第 1 項の規定により開示する旨の決定をしたときは、 |
| _____ | 当該開示をする日時及び場所を前項の書面により記載しなければ |
| _____ | ならない。 |
| _____ | 4 市長は、第 1 項の規定により開示をしない旨の決定をしたときは、 |
| _____ | その理由を第 2 項の書面に記載しなければならない。この場合 |
| _____ | において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにする |
| _____ | ことができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。 |
| _____ | (開示の実施等) |
| _____ | 第 1 0 条 認定資料の開示を受ける者は、当該開示を受けるとき |
| _____ | は、自己が当該認定資料の本人又はその代理人であることを証明 |
| _____ | するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。 |
| _____ | 2 認定資料の開示は、当該認定資料の閲覧又は写しの交付により |
| _____ | 行うものとする。 |
| _____ | (開示しないことができる認定資料) |
| _____ | 第 1 1 条 市長は、開示請求に係る認定資料が次の各号のいずれか |
| _____ | に該当する場合は、当該認定資料を開示しないことができる。 |
| _____ | (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと |
| _____ | 認められるとき。 |
| _____ | (2) 第三者に関する情報を含む場合であって、開示することにより、 |
| _____ | 当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがある |

| | |
|-----|---|
| (略) | <p>とき。</p> <p>(3) <u>個人の診断等に関するもので、開示しないことが適当であると認められるとき。</u></p> <p>(一部開示)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、開示請求に係る認定資料に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる情報とそれ以外の情報とがある場合において、これらの情報を容易に分離できるときは、同条の規定により開示しないことができる情報を除いて開示しなければならない。</p> |
| (略) | (略) |

(附則第13項関係) 白井市附属機関条例 (平成24年条例第24号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------|---|--------|-------|-------|-----|----|----|-------------------|---|-----|-----|-----|-----|---|------|------|--------|----|-------|----|----|----|-------------------|--|-----|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例) | (白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会 (以下この条において「審査会」という。) は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、<u>諮問をした実施機関 (白井市情報公開条例 (平成11年条例第2号) 第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年条例第 号) 第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)</u> に対し、審査請求のあった処分に係る情報 (白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。以下この項において同じ。) <u>又は保有個人情報 (個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)</u> の提示を求めることができる。この場合において、何人も、<u>提示された情報の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>附属機関</th> <th>担任する事務</th> <th>組織</th> <th>委員の構成</th> <th>定数</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>白井市情報公開・個人情報保護審査会</td> <td>(1) _____ _____白井市情報公開条例第12条第1項の規定による諮問に応じ、 _____審査請求について調査審議すること。 (2) <u>個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 執行機関 | 附属機関 | 担任する事務 | 組織 | 委員の構成 | 定数 | 任期 | 市長 | 白井市情報公開・個人情報保護審査会 | (1) _____ _____白井市情報公開条例第12条第1項の規定による諮問に応じ、 _____審査請求について調査審議すること。 (2) <u>個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u> | (略) | (略) | (略) | (略) | <p>第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会 (以下この条において「審査会」という。) は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関 (白井市情報公開条例 (平成11年条例第2号) 第2条第1号に規定する実施機関及び<u>白井市個人情報保護条例 (平成13年条例第15号) 第2条第2号 _____</u>に規定する実施機関をいう。以下同じ。) に対し、審査請求のあった処分に係る情報 (白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。) <u>又は自己情報 (白井市個人情報保護条例第13条第1項に規定する自己の個人情報をいう _____) の提示を求めることができる。</u>この場合において、何人も、<u>提示された情報の公開又は自己情報の開示を求めることができない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>附属機関</th> <th>担任する事務</th> <th>組織</th> <th>委員の構成</th> <th>定数</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>白井市情報公開・個人情報保護審査会</td> <td>(1) <u>実施機関の諮問に応じ、白井市情報公開条例第12条又は白井市個人情報保護条例第29条に規定する審査請求について調査審議すること。</u> (2) <u>白井市個人情報保護条例の規定により白井市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこととされた事項について調査審議すること。</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 執行機関 | 附属機関 | 担任する事務 | 組織 | 委員の構成 | 定数 | 任期 | 市長 | 白井市情報公開・個人情報保護審査会 | (1) <u>実施機関の諮問に応じ、白井市情報公開条例第12条又は白井市個人情報保護条例第29条に規定する審査請求について調査審議すること。</u> (2) <u>白井市個人情報保護条例の規定により白井市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこととされた事項について調査審議すること。</u> | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 執行機関 | 附属機関 | 担任する事務 | 組織 | 委員の構成 | 定数 | 任期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市長 | 白井市情報公開・個人情報保護審査会 | (1) _____ _____白井市情報公開条例第12条第1項の規定による諮問に応じ、 _____審査請求について調査審議すること。 (2) <u>個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u> | (略) | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 執行機関 | 附属機関 | 担任する事務 | 組織 | 委員の構成 | 定数 | 任期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市長 | 白井市情報公開・個人情報保護審査会 | (1) <u>実施機関の諮問に応じ、白井市情報公開条例第12条又は白井市個人情報保護条例第29条に規定する審査請求について調査審議すること。</u> (2) <u>白井市個人情報保護条例の規定により白井市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこととされた事項について調査審議すること。</u> | (略) | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 個人情報の保護に関する法律施行条例第12条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議すること。

(4) (略)

(5) (略)

(略)

(略)

(新設)

(3) (略)

(4) (略)

(略)

(略)